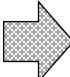


入会申込書

一般社団法人

全日本医療経営研究会 御中

貴会会則を了承し、入会を申し込みます。

お申込日	令和 年 月 日	生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏名 <small>(法人お申込の場合、法人名と理事長名)</small>	(フリガナ)		印
自宅住所	(フリガナ) 〒□□□-□□□□ 都道 区市 府県 郡		
電話番号	— —	FAX番号	— —
勤め先 (医院名)	(フリガナ)		
勤め先住所	(フリガナ) 〒□□□-□□□□ 都道 区市 府県 郡		
電話番号	— —	FAX番号	— —
診療科目	出身校		
メールアドレス	ご転勤の可能性のある場合は、勤務先ではなく個人のメールアドレスをご記入ください。 @		
医療経営 ニュース (会報誌)を お送りします	※会報誌は原則 デジタル版でお送りしておりますが、ご希望の方には紙版をお届けしますので、 送付先に○をつけてください。  自宅へ送付 ・ 勤め先へ送付		

全日本医療経営研究会使用欄

会員コード		受付日	年 月 日
診療科目コード		開業区分	都道府県区分
担当者		担当者コード	

- ご記入いただいたお客様の個人情報は、お客様から当会へ請求された資料の送付及び当会からお客様への情報提供のためのみに使用いたします。
- ご提供いただいたお客様の個人情報については、お客様の同意を得ないで第三者に提供いたしません。ただし、法令等に基づき機関からの要請があった場合、当該機関に提供する場合があります。

全日本医療経営研究会

会 則

第1条(目的)

一般社団法人全日本医療経営研究会「以下(本会)という」は21世紀に我が国が迎える超高齢化・少子化社会により、今後予想される医療環境の激変に対応すべく、会員の医療経営の改善・向上を支援し、以って地域住民の求める医療の実現に貢献することを目的とし、この主旨に賛同する会員をもって構成する。

第2条(事務局と運営)

本会の事務局は一般社団法人全日本医療経営研究会(以下「法人」という)に置き、法人の理事長に任命された事務局員により、運営される。

第3条(事業)

本会は、第1条の目的のために、会員に対し次の事業を行う。

- ① 医療経営情報の提供(会報誌)
- ② 経営相談会の開催
- ③ 経営セミナーの開催
- ④ 事業支援・手続き代行
 - 医療法人設立
 - 訪問看護事業設立
 - 病医院等立地調査
 - 病医院等M&A
 - 病診・診診提携の支援
 - 職員の教育研修
 - 検診事業支援
 - ホームページの制作
 - その他事業支援
- ⑤ 病医院開業支援
- ⑥ 医療承継
- ⑦ 病医院等設計・建築・改築支援
- ⑧ 人材募集支援
- ⑨ その他会員の経営改善・向上に寄与する支援

第4条(入会資格)

本会への入会資格を有する者は、医師・歯科医師又は医療法人とする。

第5条(入会手続き)

本会への入会手続きは本会の目的に賛同した者が、本会指定の入会申込書に所定事項を記入し署名捺印の上、提出することにより完了する。

第6条(会員の種類)

本会の会員の種類は、次のとおり、個人会員(正会員、準会員)および法人会員(正会員、準会員)とする。

なお、法人会員に所属する医師、歯科医師は、個人入会申込みをしなくても本会が行う事業について、別に定める細則 正会員と準会員の処遇に基づき、3条に掲げる事業を利用することができる。

第7条(会員資格の取得)

会員資格の取得は第5条の手続きを完了した時とする。

第8条(虚偽申告による会員資格の解除)

会員が故意又は重大な過失により入会申込書に事実でないことを記載した場合は除名とする。

第9条(会費について)

別に定める細則による。

第10条(変更事項の届出)

会員は、入会申込書記載事項に変更が生じた時は、速やかに本会に変更事項を届出するものとする。変更の届出がなかった時は、本会に届出されている住所地に通知したことにより、会員に到着したものとする。

第11条(退会)

- (1) 会員は文書をもって本会に届出ることにより、いつでも本会を退会できることとする。
- (2) 納付済みの会費は返還されないものとする。
- (3) 会員が死亡、解散、破産した時は退会したものとする。

第12条(除名)

会員が、本会の名誉を棄損する行為や本会の目的に著しく反する行為をしたときは、第6条規定の会員の種類を問わず、法人の理事長が運営委員会を開き委員会の承認を得て、委員会の判断で会員を除名する。

第13条(会則変更)

本会は、本会則を変更した場合は速やかに会員に通知する。